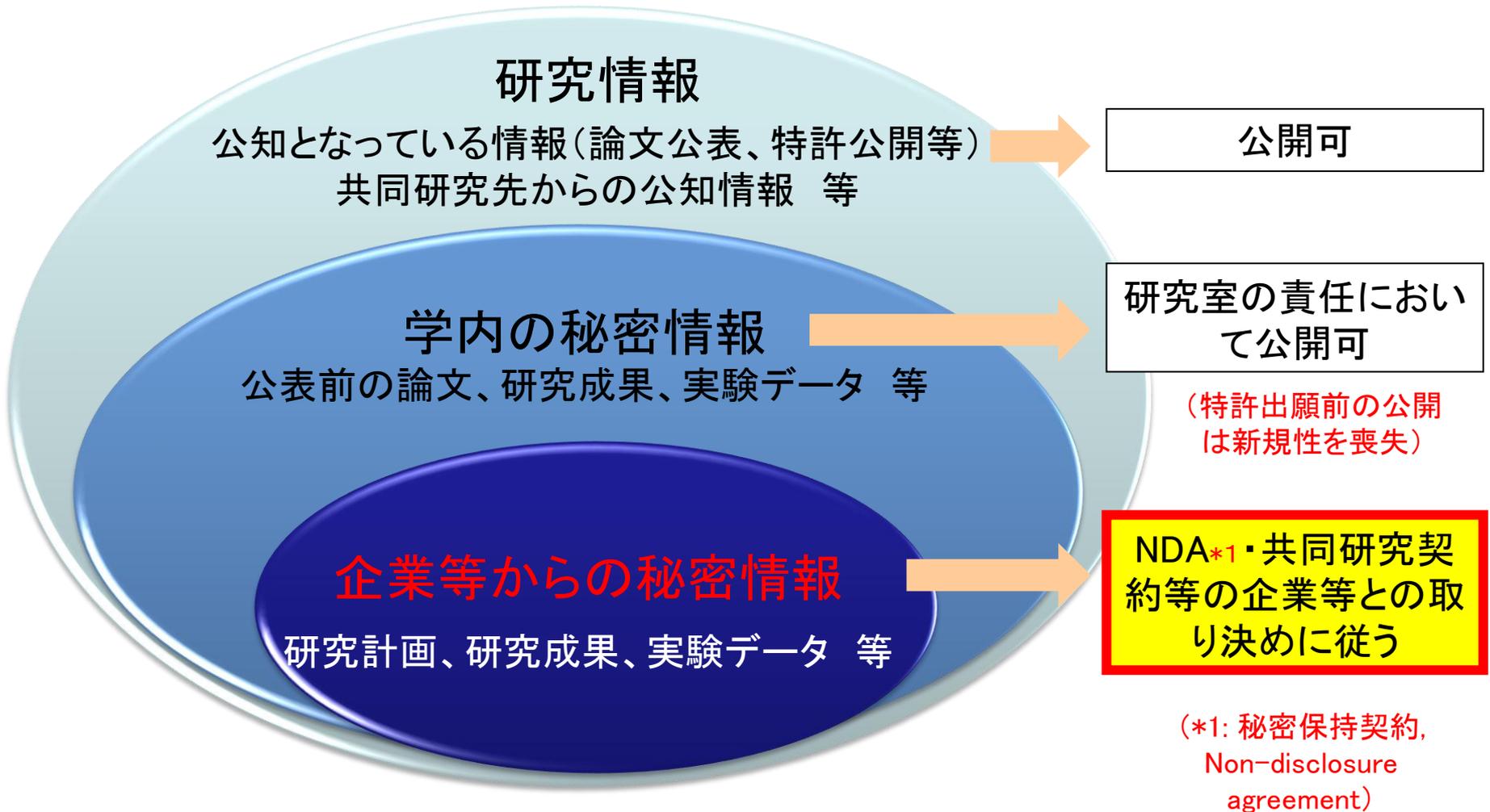


「大学での秘密情報の取り扱い」をサクッと解説！

令和4年2月7日

新潟大学・地域創生推進機構  
弁理士 宮田 敦久

# 秘密情報管理の対象



# 秘密情報(営業秘密)とは？

「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な情報であって公然知られていないもの」(不正競争防止法第2条4項)。

具体的には、顧客名簿や販売マニュアル、仕入先リストや財務データ等の営業上の情報、及び、製造技術や設計図、実験データ、研究レポート、図面などの技術上の情報。

## 営業秘密の例 コカ・コーラ(登録商標)の原液組成

管理: 社長と弁護士のみ知る?  
(他の飲料水メーカーにとって、有益な技術情報⇒分析してもわからない)



# 秘密情報(営業秘密)とは？

## ◆不正競争防止法の概要

### 法律の目的 (第1条)

### 不正競争の定義 (第2条)

### 国際約束に基づく禁止行為

① 周知な商品等表示の混同惹起 (1号)

② 著名な商品等表示の冒用 (2号)

③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供 (3号)

④ 営業秘密の侵害 (4号、10号)

⑤ 限定提供データの不正取得等 (11号、16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供 (17号、18号)

⑦ ドメイン名の不正取得等 (19号)

⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示 (20号)

⑨ 信用毀損行為 (21号)

⑩ 代理人等の商標冒用 (22号)

1 外国国旗、紋章等の不正使用 (16条)

2 国際機関の標章の不正使用 (17条)

3 外国公務員等への贈賄 (18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事的措置のみ

### 措置の内容

#### 民事的措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)  
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)

#### 刑事的措置 (刑事罰)

- 不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。
- 罰則 (第21条)
    - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下 (海外使用等は3000万円以下) の罰金
    - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
  - 法人両罰 (第22条)
    - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円 (海外使用等は10億円) 以下
    - ・ その他：3億円以下
  - 国外での行為に対する処罰 (第21条第6項・第7項・第8項)  
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
  - 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第10項等)

出典：経済産業省 不正競争防止法概要

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfaircompetition\\_new.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfaircompetition_new.html)

# 秘密情報(営業秘密)とは？

## ① 秘密管理性(秘密として管理されていること)

- アクセス制限 (パスワード等)
- 秘密であることを示す表示
- 施錠可能な書庫
- 秘密保持契約(NDA)の締結

Confidential Information

秘

## ② 有用性

- 顧客名簿、販売マニュアル、仕入先リスト等の有用な情報
- ネガティブ・インフォメーション(失敗情報)にも含む
- 公序良俗に反する情報・反社会的な内容の情報は含まない

## ③ 非公知性

- 未公表 (インターネット上に掲載、外部発表はNG)
- 守秘義務を負う者しか知らない



不正手段等によってノウハウを取得し、使用等する行為を規制  
(不正競争防止法)

# 秘密情報管理の必要性

## ➤ 大学特有の事情

管理が必要な技術は広範かつ多様  
管理が必要な場面は複雑かつ広範

- 雇用関係にない人材が研究に関与  
学生・大学院生・留学生・社会人学生  
研究者の流動性
- 外部との連携が活発(ヒト・モノ・情報)  
企業との産学連携・国内外のアカデミアとの研究交流
- 研究分野毎の研究の独立性
- 成果公表のミッション  
研究・教育(学位取得)

## ➤ 技術流出防止と科学技術進展のバランス

# 秘密情報管理の必要性

## 産学連携活動の活性化



- 企業から秘密として保持すべき情報が大学に持ち込まれるなど、大学が**企業等の秘密情報を保有し、これを取り扱う可能性**が増大
- 共同研究等の大型化・本格化に伴い、持ち込まれる情報量が増大し、秘密情報を扱う者も増えるばかりでなく、企業の経営戦略上重要な情報や技術のコアとなる情報、あるいは、ノウハウといった**秘匿性の高い情報を大学が扱う可能性**が増大
- 秘密情報は、漏えいにより、情報としての価値が失われることに加え、大学や企業に致命的な悪影響を与えるおそれがあるため、**適切な管理が必要**

# 研究室の秘密情報

1. 研究活動・共同研究から創出した成果・データ

 発明・考案・ノウハウ・未公表データ 等

2. 研究成果有体物

 マテリアル(抗体・細胞株・実験動物等)・機器・資材 等

3. 外部機関から得た秘密情報

 企業から秘密保持契約を締結して入手した情報

4. 産学官連携活動から創出した成果・データ

# 秘密情報流出のリスク

共同研究先から開示された秘密情報を守秘義務に反して開示



共同研究契約違反による共同研究先への民事責任(債務不履行)と刑事責任(不正競争防止法第21条1項、第3項)が課される。

研究者: 10年以下の懲役又は2000万円(海外重課3000万円)以下の罰金(又はその両方)

大学: 5億円(海外重課10億円)以下の罰金

# (参考) 情報流出の現状(主な事例)

基幹技術など企業情報の漏えい事案が多発。サイバー空間での窃取、拡散など漏えい態様も多様化。

⇒ 抑止力向上と処罰範囲の整備が必要。

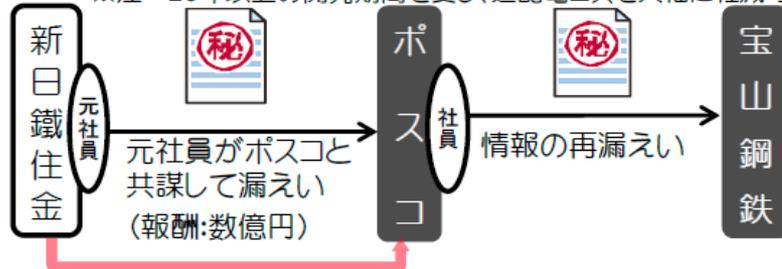
## 新日鐵住金

高額報酬(数億円)で外国ライバル企業へ漏えい  
→約1000億円の賠償請求

(2012年提訴)

【漏えい】変圧器用の電磁鋼板※の製造プロセスおよび製造設備の設計図等

※注 20年以上の開発期間を要し、送配電ロスを大幅に軽減可能。



【現状】賠償請求・差止め請求→2015年9月30日に和解(300億円)  
米国、韓国の訴訟は取り下げ

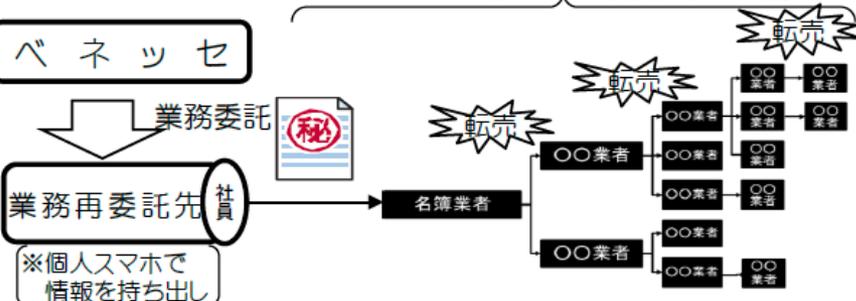
## ベネッセ

業務委託先からの漏えい・転売

(2014年発生)

【漏えい】氏名・住所等の個人情報(約2億件)

約500社(6次取得者まで)に流出



【現状】刑事事件として公判中

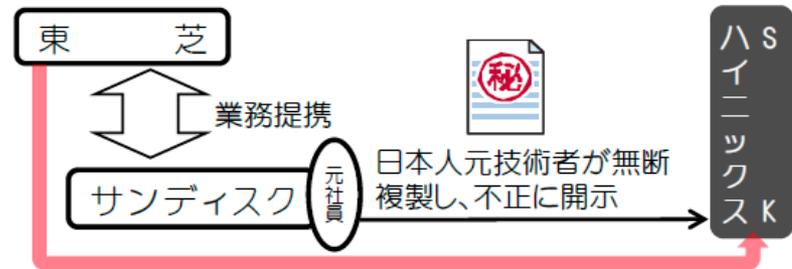
## 東芝

提携先から外国ライバル企業へ漏えい  
→約330億円で和解

(2012年発生)

【漏えい】NAND型フラッシュメモリ※の仕様およびデータ保持に関する検査方法等

※注 携帯電話等の記憶媒体。小型化を巡り激しい国際競争。



【現状】賠償請求(約1100億円) → 2014年12月に和解(約330億円)  
元社員の逮捕(懲役5年(実刑)、罰金300万円(2015年9月:東京高裁))

## 日本年金機構

サイバー攻撃による漏えい

(2015年発生)

【漏えい】日本年金機構が保有する個人情報の一部(約125万件)



(出典)4事例とも各種報道を基に経済産業省作成

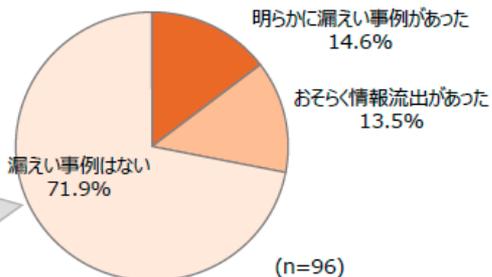
# (参考) 情報漏えいの態様

漏えいのルートは内部社員による者が多数。近年、サイバー攻撃による漏えいも内外で急増する傾向。

## 情報の漏えいの実態

少なくとも約3割の大企業(従業員規模3,001人以上)が、情報漏えいの疑い(氷山の一角に過ぎない可能性)

全業種・規模について、全体の73.3%は「漏えい事例はない」と回答しているが、3割の企業は漏えい防止措置を取っていないと回答。



(出典) 平成28年度IPA調査「企業における営業秘密管理に関する実態調査」を元に作成

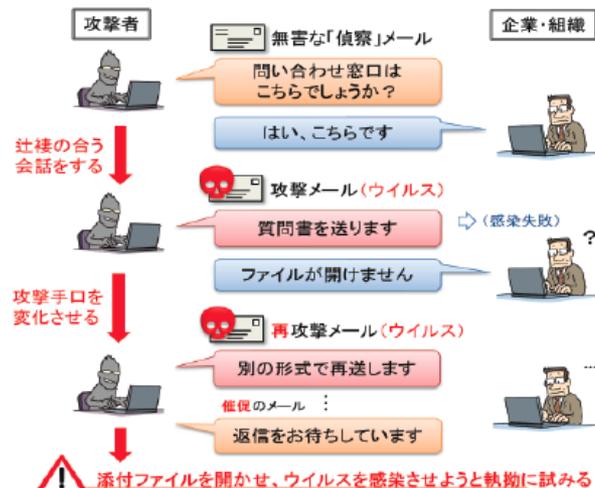
## 標的型メール攻撃の増加



(出典) 警察庁 平成28年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢について

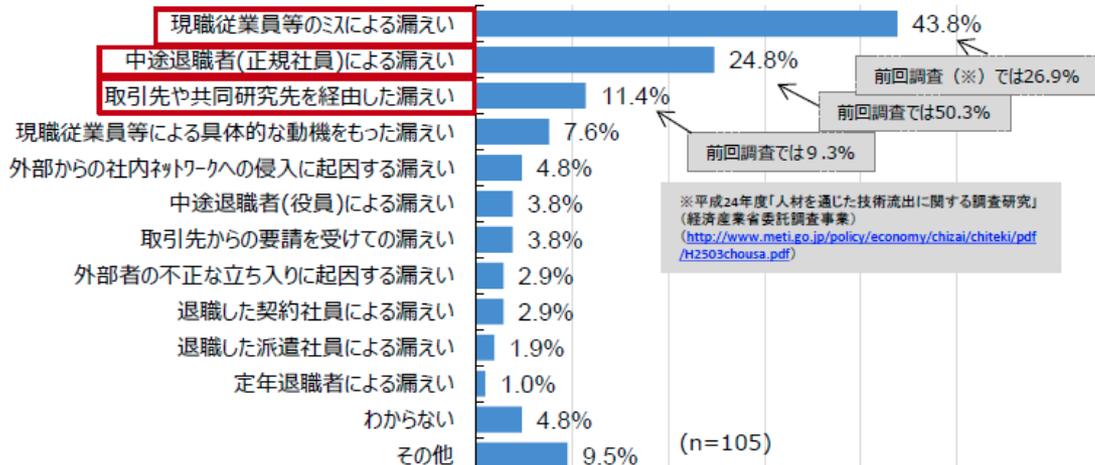
## 巧妙化の例：やりとり型攻撃

一般の問い合わせ等を装った無害な「偵察」メールの後、ウイルス付きのメールが送られてくるといふ、標的型サイバー攻撃の手口の一例



(出典) IPA：組織外部向け窓口部門の方へ：「やり取り型」攻撃に対する注意喚起～国内5組織で再び攻撃を確認～

## 情報漏えいルート



(出典) 平成28年度IPA調査「企業における営業秘密管理に関する実態調査」を元に作成

# 大学において想定される事例

- ① 企業との共同研究プロジェクトに参加している学生が、研究の過程で、知りえた秘密情報を友人に話した。

NG

- ② 就職面談やインターシップで秘密情報を話してしまった。

NG

- ③ 論文の提出期間が迫っていたので、共同研究の相手方に事前に了承をとることなく発表してしまった。

NG

- ④ NDA(秘密保持契約)を締結していれば何でも話してよいと思い、聞かれるままに話してしまった。

NG

# 秘密保持における留意点

- ① 学会等で、共同研究の研究成果を発表する場合は、事前に**共同研究先**の**了承**をとる。
- ② 研究発表会で部外者（OB含む）も参加する場合は、必要に応じて**秘密保持の範囲**を確認する。
- ③ 秘密情報には、「**秘**」又は「**Confidential**」の表示を付す。
- ④ 研究室に秘密の資料、設備がある場合、関係者以外立入り禁止とし、**外来者との面談は、応接室等**で行う。

# 研究室における秘密情報の管理

## 新潟大学の研究室における秘密情報の管理に関する規程(抜粋)

対 象	内 容
秘密情報	<ul style="list-style-type: none"><li>研究室における研究により創出されたイ) <b>秘密管理性</b>、ロ) <b>有用性</b>、ハ) <b>非公知性</b>を有する情報。</li></ul>
部局長	<ul style="list-style-type: none"><li>秘密情報の管理に関する事務を総括する。</li></ul>
研究室責任者 (研究室において、秘密情報の管理責任を担う職員)	<ul style="list-style-type: none"><li>保有する秘密情報を特定し、その管理方法を定め、研究室員に周知する。</li><li>秘密情報の権利、義務、保有者及び取扱方法等を明確にする。</li><li>秘密情報にアクセス等することができる者を定め、それ以外の者にアクセス等させない。</li><li>秘密情報にアクセス等することができる者を定めたときは、その者から誓約書を提出させる。</li></ul>
研究室員 (研究室において研究に携わる本学の職員、大学院学生、学部学生、研究生及びその他研究室責任者が受け入れを許可した者)	<ul style="list-style-type: none"><li>秘密情報へのアクセスを制限された者に対して、<b>秘密情報を開示等しない</b>。</li><li>ただし、研究室責任者の承認を得た場合は、その情報を開示することができる。</li></ul>

# 秘密情報管理の区分と管理例

区 分	厳 秘	秘 密
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等が開示し、<b>高度な秘密管理</b>（アクセス者の具体的限定及び配布先記録義務）を要求される秘密情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等が開示し、厳秘に該当しない秘密情報</li> </ul>
アクセス者	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究室責任者及び研究室責任者が指定する研究室員（原則として学生除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究室責任者及び研究室員（学生含む）</li> </ul>
表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等が「<b>厳秘</b>」、「<b>Strict Secret</b>」等として開示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等が「<b>秘</b>」、「<b>Confidential</b>」等として開示</li> </ul>
開示・使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究室責任者の許可なく、アクセス者以外の者への開示・使用不可</li> </ul>	
複製	<ul style="list-style-type: none"> <li>不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限</li> </ul>
配布・持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>秘</b>」、「<b>Confidential</b>」等と表示する</li> <li>電子メール等で配信する場合には、暗号化、パスワード等を設定</li> </ul>

# 秘密情報管理の区分と管理例

区分		厳 秘	秘 密
保管者		<ul style="list-style-type: none"> <li>研究室責任者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究室責任者及び研究室員(原則として学生除く)</li> </ul>
保管	媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用の保管庫に施錠して保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の媒体と区別して、施錠できる保管庫に保管</li> </ul>
	電子情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗号化、パスワード等の設定</li> <li>ネットワークに接続されていない専用情報機器に保存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報機器において分離されたフォルダ等に保存</li> </ul>
破棄	媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究室責任者が裁断、焼却、溶解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究室責任者の責任の下で、研究室責任者及び研究室員(原則として学生除く)が裁断、焼却、溶解</li> </ul>
	電子情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録されている電子情報を消去し、第三者が残留情報を読み取ることができないように廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録されている電子情報を消去</li> </ul>

# (参考) 文部科学省・産学官連携リスクマネジメントモデル事業

## 産学官連携リスクマネジメント推進事業

### 背景

＜科学技術イノベーション総合戦略2016＞  
大学等が産学官連携を推進する上で生じるリスクマネジメントの強化等を図り、産学官連携活動の本格化を促進するとされており、企業からの投資額を大幅に増やしていくためには、大学等の体制整備が求められている。

＜産業界からの提言＞

「本格的な共同研究」実行に向けて研究者・学生等の共同研究への参画に向けた「リスクマネジメント」のルール明確化を行う必要があるとしている。（日本経済団体連合会「産学官連携による共同研究の強化に向けて」より）

＜課題＞

現状としても、近年の産学連携の進展・深化により、大学の潜在的リスクが増大しており、産学官連携活動に係る大学のリスクマネジメントの強化による大学のインテグリティ（社会的信頼）の確立が不可欠である。

### 事業

- ・事業実施機関においてリスクマネジメントの仕組みを整備・運用し、望ましいモデルを確立。
- ・事業実施機関を中心に、実施機関ではない全国の大学等の産学官連携リスクマネジメントを推進するためのネットワークを形成。

#### 利益相反マネジメント

【課題】 産学官連携を推進する場合、企業側の利害と、大学側の利害とが衝突するため、適切な利益相反マネジメントが必要（例えば、連携先企業の事業に有利なデータ収集による客観性欠如といった社会的疑念を抱かれないようにマネジメントすること）。

【取組方針】 実効的かつ効率的なマネジメントの仕組みや、マネジメントノウハウ共有の仕組み、組織としての利益相反への対応等について、モデル的な取組を促進していくことが必要。



#### 産学官連携 リスクマネジメント ネットワークの構築

#### 技術流出防止マネジメント

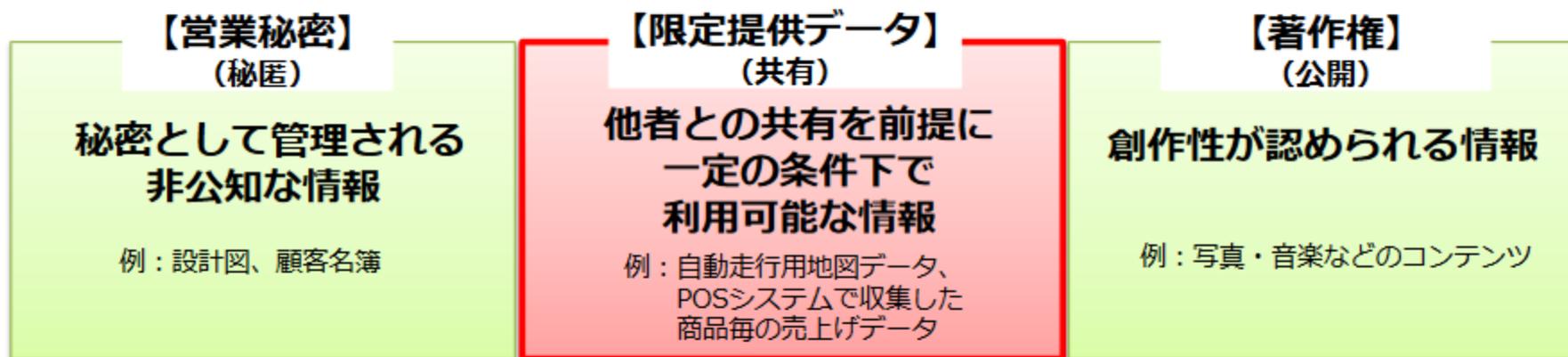
【課題】 本格的な産学官連携を推進していく際、機密性の高い情報（例えば、企業の事業戦略情報等）を大学側が保持するケースも増加しうることから、営業秘密管理の強化が必要。また、軍事転用可能な技術等に関する適切な安全保障貿易管理は、大学等の社会的な信頼獲得のために必要。

【取組方針】 研究者が適切な技術流出防止マネジメントを実行できるよう環境を整備していくこと、マネジメント人材を配置すること等について、モデル的な取組を促進していくことが必要。

# (参考)不正競争防止法平成30年改正(限定提供データ)

- データは複製・提供が容易。不正な流通が生ずると被害は急速かつ広範囲に拡大するおそれ。
- 価値のあるデータであっても、①著作権法の対象とはならない、又は、②他者との共有を前提とし「営業秘密」には該当しない場合、その不正流通を差し止めることは困難。

■ 損害賠償請求権+差止請求権あり  
■ 今般措置する内容(現行法では民法不法行為に基づく損害賠償請求権のみ)



価値あるデータのうち、一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を不正競争防止法に基づく「不正競争行為」と位置づけることにより、救済措置として差止請求権等を設ける。

【第2条第7項(定義)】  
この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。

---

ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご不明点等は  までお願いします。

地域創生推進機構ワンストップカウンター

E-mail: [onestop@adm.niigata-u.ac.jp](mailto:onestop@adm.niigata-u.ac.jp)

OR

宮田 敦久

E-mail: [miyata.atshisa@ccr.niigata-u.ac.jp](mailto:miyata.atshisa@ccr.niigata-u.ac.jp)